

航空法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見公募の結果について

令和6年 12 月
国土交通省航空局安全部
安 全 政 策 課

国土交通省では、令和6年 11 月 13 日から令和6年12 月 12 日までの期間において、航空法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、3件の御意見を頂きました。

頂いた御意見とそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

	提出された御意見	御意見に対する国土交通省の考え方
1	小型航空機において、海事局認定の小型船舶用救命胴衣や救命いかだを使用することを認めては頂けないでしょうか。	航空機に装備する救命胴衣や救命いかだにつきましては、航空法第10条第4項第1項の基準を満たしたもの又は国際民間航空条約の締約国たる外国が我が国と同等以上の基準及び手続により承認その他の行為をしたと国土交通大臣が認めたものを装備して頂く必要がございます。
2	施行規則第150条と第151条は「第6章 航空機の運航」の章にあります。運航要件が航空機の安全性（第3章）の要件になるのでしょうか。 同じ航空機であっても、運航形態（運送事業機、水上飛行等）によって装備するものが異なるものを「耐空性の要件」とすることに制度上の無理があると思います。 第3章の要件であるならば、150条、151条ともに廃止し、第3章に新たな条文を作るべきで、運航に関する内容であれば、第6章内で点検まで完結させるべきだと思います。 また、既に航空法に「特定救急用具」という言葉がないにも関わらず、扱いに差があったり、引き続き「特定救急用具」という言葉を使って説明をしなくてはならない状況は、前回の改正時に適切なルールメイキングや制度設計を怠った結果ではないでしょうか。 制度設計の不備が航空機の利用者へのしわ寄せとならないような法改正としていただきたいと思います。	救急用具の装備及び点検につきましては、航空機の運航を行うために必要な要件となりますので、第6章に規定しております。 また、制度整備においては、航空機の利用者への負担も踏まえつつ、検討して参ります。
3	「航空運送事業の用に供する航空機に装備する医薬品、医療用具及び感染予防用具」は、弊社では客室乗員部で調達／点検等の管理を行っています。 今後も本体制が維持できるよう、整備士でなくても点検出来るような改正をお願いしたい。	「航空運送事業の用に供する航空機に装備する医薬品、医療用具及び感染予防用具」の管理等につきましては、現行どおり、客室乗員部門において、管理等を行って頂けます。

※取りまとめの都合上、いただいたご意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。